

参考文献

- 赤川学 2004 『子供が減ってなにが悪いか！』ちくま新書
- Anxo, Dominique, Colette Fagan, Mark Smith, Mari-Therese Letablier, and Corinne Perraudin, 2007. *Part-Time Work in European Companies* European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions: Dublin Ireland.
- 阿藤誠 2002 『現代人口学－少子高齢社会の基礎知識』日本評論社
- Bredgaard, T., Larsen, F. and Madsen P. K. 2005. "The Flexible Danish Labour Market: a Review." CARMA Research Paper01:2005. Aalborg University, CARMA.
- 駐日欧州委員会 2007 『ヨーロッパ』2007年夏号
- Crompton, Rosemary and Clare Lyonette, 2006, "Work-Life 'Balance' in Europe" *Acta Sociologica* vol.49, no.4, pp.379-393.
- Demetriades, Stavroula, Marie Meixner, and Adam Barry, 2006. "Reconciliation of work and family life and collective bargaining in the European Union: An Analysis of EIRO articles." European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions.
- Department for Trade and Industry, 2006. "Work and Families Choice and Flexibility, Draft Regulations on Maternity and Adoption Leave and Flexible Working." www.dit.gov.uk/files/file23932.pdf
- Department for Business Enterprise and Regulatory Reform (BERR), 2007. *The Third Work-Life Balance Employer Survey: Main Findings*. Employment Relations Research Series No.86
- European Commission, 2006, *Employment in Europe 2006*. European Commission.
- European Commission, 2007, "Towards Common Principles of Flexicurity: More and Better Jobs through flexibility and security." European Commission.
- 濱口桂一郎 2000 「EU の地域雇用創出政策と第 3 のシステム（ソシアル・エコノミー）」月刊自治研 2 月号
- Hendeliowits, Jan and Woolhead, Carina Bustlund 2005. "Employment Policy in Denmark – High Level of Employment, Flexibility and Welfare Security" 樋口美雄、S・ジーゲル、労働政策研究・研修機構（編）『地域の雇用戦略：七カ国の経験に学ぶ”地方の取り組み”』日本経済新聞社 pp.233-261
- 平田周一 2005 『EUにおける地域雇用政策』JILPT Discussion Paper 05-012 労働政策研究・研修機構
- Income Data Services, 2007. *Maternity and Parental leave IDS HR Studies 851*
- 前田信彦 2000 『仕事と家庭生活の調和：日本・アメリカ・オランダの国際比較』日本労働研究所
- 大沢真知子 2006 『ワークライフバランス社会へ一個人が主役の働き方』岩波書店

小倉一哉 2004 「OECD と EU の雇用戦略」 ビジネス・レーバー・トレンド 2004 年 5 月 pp.4-5
労働政策研究・研修機構

Parent-Thirion, Agnes et.al. 2006 *Forth European Working Conditions Survey* European Foundation
for the Improvement of Living and Working Conditions: Dublin Ireland.

Paoli, Pascal and Damian Merllie 2001 *Third European Survey on Working Conditions 2000*
European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions: Dublin Ireland.

Riedman, Arnold, Harald Bielenski, Teresa Szczerowska and Alexandra Wagner 2006, *Working Time
and Work-Life Balance in European Companies: Establishment Survey on Working Time
2004-2005* European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions:
Dublin Ireland.

山口一男 2005 女性の労働力参加と出生率の眞の関係について：OECD 諸国の分析 RIETI
Discussion Paper Series 05-J-036 経済産業研究所

補遺 EU 加盟各国の出産休暇、育児休暇制度

スウェーデン

- 両親ともに 60 日の育児休暇が認められる。
- 加えて、子供が 8 歳になるまで、あるいは就学 1 年目を終えるまでの間に、どちらかの親に対して 360 日の育児休暇が与えられる。
- 給与は 360 日の間は最高 80%、それを超える 90 日についてはより低い定額の給与を保証。
- 父親に対しても有給の育児休暇を保証。
- 育児休暇を分割してとることができ。また、両親ともに、子供が就学 1 年目を終えるまでの間は、労働時間を 75% に減少することができる。

デンマーク

- 子供が 9 歳になるまでの間に、両親ともに 32 週間の休暇が与えられる。
- 両親合わせて 64 週の休暇の半分（32 週）の間は給与の 90% を保証。
- 父親に対しては、有給の育児休暇は保証されない。

スロヴェニア

- 出産休暇の後、両親合わせて 260 日の育児休暇を取得できる。
- 父親は、出産休暇後、75 日の育児休暇、および、出産休暇中 15 日間の父親出産休暇を請求できる。75 日間の育児休暇は低い定額の給与が支払われる。
- 育児休暇を分割してとることができ。

ハンガリー

- 子供が 3 歳になるまでの間に育児休暇を取得できる。
- 子供が 2 歳になるまでは平均 70% の給与が支払われる。子供が 3 歳になると、より低い定額の給与。
- 育児休暇を分割してとることができ。また、育児休暇をとったものは、子供が 18 か月から 3 歳の間はパートタイムで働くことができる。

フィンランド

- 母親に対しては出産休暇ののち、26 週間の育児休暇を保証。
- 父親に対しては、12 日間の出産休暇、その後、12 終日の休暇を受けられる。
- 出産休暇後の育児休暇については、子供が 3 歳になるまで取ることができる。
- 休暇期間中の給与は平均して 66% を保証。

- 介護休暇については、定額の介護手当が支給される。
- 育児休暇を分割してとることができる。また、子供が就学年齢に達するまで、両親は労働時間を短くすることができる。

イタリア

- 子供が8歳になるまでの間に、両親のどちらかに対して10ヵ月の育児休暇が与えられる。
- 父親が最低3ヵ月の育児休暇をとった場合、11ヵ月まで育児休暇を延長できる。
- 子供が3歳になるまでの間、6ヵ月の休暇に対しては給与の30%を保証。

オーストリア

- 子供が2歳になるまで育児休暇をとることができる。育児休暇を分割してとる場合は子供が4歳になるまで認められる。
- 父親が育児休暇をとる場合、6ヶ月間は給与を保証。
- 子供が18ヵ月になるまで育児手当が与えられる。父親が育児休暇をとる場合24ヵ月の育児手当。
- 育児休暇を分割してとることができる。子供が4歳になるまではパートタイムで働くことができる権利が与えられる。

ドイツ

- 子供が3歳になるまで、育児休暇をとることができる。
- 給与は6ヵ月の間は定額保障。18ヵ月の間は、世帯に応じて手当が出る。
- 育児休暇を分割してとることができる。従業員が15人以上の企業に勤めている場合は、育児期間中、パートタイムの仕事ができる。

フランス

- 子供が3歳になるまで育児休暇をとることができる（ただし、子供が2人以上の場合に限る）
- 育児手当が、最初の子供に対しては6ヵ月、2人目以降の子供に対しては、全育児期間中支給。
- 育児休暇を分割してとることができる。

ベルギー

- 両親ともに、6ヵ月のフルタイムの休暇または12ヵ月のパートタイムの育児休暇をとることができる。
- 定額の育児手当を支給

- 育児休暇を分割してとることができる。また、育児休暇をとったものは、Career break scheme という法律によって、最高 5 年までパートタイムで働くことができる権利が保障されている。

ルクセンブルク

- 双方の両親が、子供が 5 歳になるまでの間に 6 か月のフルタイム休暇、または 12 カ月のパートタイム休暇をとることができる。
- 最低賃金に近い定額の育児手当が支払われる。
- 育児休暇を分割してとることができる。

チエコ

- 子供が 4 歳になるまでの間に、両親合わせて定期の育児休暇を取得できる。
- 非常に定額の育児手当（最低生活水準の 2%未満）

ポーランド

- 子供が 4 歳になるまでの間に、両親合わせて定期の育児休暇を取得できる。
- 収入の低い家族に対しては、24 か月の間最低賃金の 60%を支給。
- 4 歳未満の子供を持っている両親は、1 日当たり 8 時間を超える労働時間、夜勤、及び家庭を離れた場所に赴任することを拒否できる。

リトビア

- 子供が 3 歳になるまでの間に、両親合わせて定期の育児休暇を取得できる。
- 低い定額の育児手当が支給される。

ギリシャ

- 私企業では、子供が 3.5 歳になるまでの間、双方の両親が 3.5 か月の育児休暇を、公的セクターでは子供が 6 歳になるまでの間 2 年間の育児休暇を取れる。
- 無給

スペイン

- 子供が 3 歳になるまでの間に、両親合わせて定期の育児休暇を取得できる。
- 無給

ポルトガル

- 子供が 3 歳になるまでの間、双方の両親が 6 カ月のフルタイムの育児休暇を取得できる。

- 父親は、出産休暇直後 15 日の育児休暇を取得できる。
- 父親がとる出産直後 15 日の育児休暇は 100%、給与を保証。そのほかは無給。
- 子供が 3 歳になるまでの間は、育児休暇の分割取得は一部認められる。また、子供が 12 歳になるまでの間は、パートタイムまたは短時間勤務で働くことを要求できる。

オランダ

- 子供が 8 歳になるまでの間、3 カ月のフルタイム、または、6 カ月のパートタイム休暇を取得できる。
- 無給
- 育児休暇を分割してとることができ。また、従業員は、雇用主に対してパートタイムで働くことを要求できる。逆に、パートタイムで働いていたものはフルタイムで働くことを要求できる。

アイルランド

- 子供が 5 歳になるまでの間、双方の両親が 3 カ月の育児休暇を取得できる。
- 無給
- 育児休暇を分割してとることができ。

イギリス

- 子供が 5 歳になるまでは、両親ともに 3 カ月の育児休暇をとることができる。
- 無給
- 育児休暇の分割取得は、1 年につき 4 週間に限り認められている。
- 2003 年以降、幼い子供がいる場合は、雇用主に対してパートタイムないしはフレックス制度で働くことを要求できる。

キプロス

- 子供が 6 歳になるまでの間、双方の両親が 3 カ月の育児休暇を取得できる。
- 無給
- 1 年につき最大で 4 週間の育児休暇を取得できる。

JILPT 資料シリーズ No.45
ヨーロッパにおけるワークライフバランス

発行年月日 2008年7月4日
編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構
〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23
研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104
印刷・製本 有限会社 太平印刷

©2008 JILPT

*資料シリーズの全文は本機構のホームページで提供しています。
<http://www.jil.go.jp/>